

## 令和4年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)に対する意見募集の結果と 提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

■意見募集期間：令和5年2月9日（木）～3月10日（金）

■提出された意見の件数：10件（法人6件、個人4件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

○法人【6件】（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning 株式会社

○個人【4件】

■令和4年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に関する意見募集に対して提出された意見及びそれに対する電波監理審議会の考え方 （五十音順）

No.	意見提出者	項目	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社 NTT ドコモ	—	<p>当社は、周波数の有効利用において、客観的データ等実績により評価することが妥当であると考えております。</p> <p>具体的には、より多くのトラヒックをより多くの基地局で提供している状況を反映したトラヒックデータと基地局の設置密度等を重ね合わせた指標や、第三者によるエリア実測結果の評価等が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周波数を基軸とした 1MHz 当たりの総トラヒックによる評価や、より多くのトラヒックを多くの基地局で提供している状況を評価するためのトラヒックデータ量に基地局の設置密度などを組み入れた指標等にて評価頂くこと。</li> <li>・カバレッジ観点として、第3者も視野に入れた実測調査などによるカバレッジ評価等にて、評価頂くこと。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p>	無

			<p>加えて、高い周波数帯における評価は、周波数特性を活かした新たな利用形態等も考慮し、新しい観点での評価項目を検討することを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに応じたテンポラリーなエリア展開等、これまでとは違った基地局の設置形態による、新しいエリア展開に準じた利用状況</li> <li>・超密集したピンポイントのエリア（ラッシュ時のホーム、スタジアム内、繁華街のスポット等）における局所トラヒック容量対策等に対する利用状況</li> </ul>	<p>高周波数帯など周波数特性に適した評価項目や評価基準について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	無
			<p>今後の有効利用評価に向けての検討課題の検討に際しては、事業者も含めた検討会等において、引き続き、議論されることが必要であると考えます。</p>	<p>今後の有効利用評価に向けての検討課題の検討に際しては、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	無
2	KDDI 株式会社	—	<p>令和4年度携帯電話及び全国 BWA に係る電波の有効利用の程度の評価に関する検討の趣旨に賛同いたします。その上で、以下のとおり、弊社意見を述べさせていただきます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
		<p>2 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯 （1）1.7GHz 帯（1805～1845MHz 帯） （ページ番号：7）他</p>	<p>1.7GHz 帯等、認定期間中の周波数帯の実績評価は、他事業者との相対評価となっています。 事業者は、割当てられている複数の周波数を活用してエリア構築計画を策定しており、その上で、弊社は 1.7GHz 帯の開設計画に基づいた基地局の展開を推進しております。</p>	<p>同一周波数帯を割り当てられた全ての事業者の実績を比較評価するため、認定の有効期間中の周波数帯の実績評価では、基地局数、人口カバー率及び面積カバー率について相対評価を行っています。</p>	
		<p>V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 （ページ番号：25～26）</p>	<p>新たな政府方針や技術の進展等に伴い、有効利用評価方針の見直しを実施される場合は、事業者において新たな評価方法及び基準に沿ったエリア展開計画の見直しが必要となる場合があると想定しております。 具体的には、計画策定から実際の基地局設置までに1年半以上の期間を要するため、新たな評価方法及び基準の適用については、十分な期間を確保する等の配慮をお願い致します。 例えば、有効利用評価方針の見直しにあたり、エリア展開計画に影響を与える項目については、利用状況調査及び有効利用評価を段階的に実施いただくことも一案と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目の変更や追加：「有効利用評価方針の見直し」の次年度以降からの適用</li> <li>・新たな評価方法及び基準を適用した有効利用評価：「有効利用評価方針の見直し」の次々年度以降からの適用</li> </ul>	<p>有効利用評価方針を見直す際には、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ①5G SA導入に係る調査 (ページ番号：25)</p>	<p>SA導入に係る調査について、「総務省様による検討結果を踏まえつつ、評価の在り方について検討していく」という丁寧な手順を踏んで頂く方針に賛同致します。 SAについては、各社より法人サービスが2021年度より開始され、個人向けサービスについても徐々に展開され始めた状況と認識しております。 SAサービスの提供は、各社の事業戦略によって異なるものと想定されることから、調査項目や評価の在り方については、事業者の意見も踏まえてご議論頂くことを希望致します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 SAに係る評価の在り方について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
	<p>V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ②人口カバレッジに係る調査 (ページ番号：25)</p>	<p>人口カバレッジに係る具体的な算出手法等について検討される場合は、事業者の意見も踏まえてご議論いただくことを希望致します。</p>	<p>人口カバレッジに係る算出方法等について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
	<p>V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ④2.3GHz帯に係る評価 (ページ番号：26)</p>	<p>ダイナミック周波数共用は電波有効利用に資する新たな電波利用の枠組みであり、日本で初めて運用される2.3GHz帯の評価方法及び基準は、今後の実運用状況等を踏まえながら、適宜見直していくことが重要と考えます。 なお、2.3GHz帯はダイナミック周波数共用による運用であるため、以下の影響について考慮が必要であると考えます。 ・一次利用者様との共用状況による基地局数、カバー率への影響 ・一次利用者様からの停波指示による通信量への影響</p>	<p>2.3GHz帯周波数の評価基準について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
	<p>V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ⑥進捗評価における総合通信局単位の基地局数の評価 (ページ番号：26)</p>	<p>今後の総合通信局単位での評価基準の検討に際し、全国の基準数値(前年度比3千局等)を何某かの係数で按分を検討する場合は、開設指針や周波数の共用条件を踏まえた検討が必要であると考えます。</p>	<p>総合通信局単位の基地局数の評価について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>

3・4	ソフトバンク株式会社 / Wireless City Planning 株式会社	総論	<p>「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果(案)」(以下、「本評価結果案」)については、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な取組であると考えます。</p> <p>平成30年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査以来、継続的にプラチナバンドについて適切に有効利用されていることが認められてきましたが、新たな評価方式となった今年度も同様に、適切に有効利用されていることが認められたことは非常に重要なことと考えます。</p> <p>また、今年度から電波監理審議会の有効利用評価部会の構成員に対して、事業者の周波数利用の状況についてご説明の機会が設けられたことについて感謝いたします。当社としても引き続き、より一層の有効利用推進に努めていきたいと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
			<p>今後の調査及び評価にむけては、以下の点について改善等をして頂くことでよりスムーズな運用が可能になると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査及び評価の予見性や透明性の確保のため、予め評価基準やその判断基準を明確化頂くこと</li> <li>・それら基準等に併せた内容で事業者ヒアリングを実施頂くこと</li> </ul> <p>特に定性評価については、後述のとおり、各項目における判定基準が本評価結果案の公表の際に明確化されたことから、事業者ヒアリング等において適切な内容をご説明することができなかった項目もあると推測されます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p>	無
			<p>また、利用状況調査については、調査項目が多岐にわたり、その対象となるデータ量も多いことから、以下についても考慮頂くことを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間は事業者稼働も加味し、十分な期間を確保頂くこと</li> <li>・調査項目の追加・変更については、事前に事業者との十分な協議を実施頂くこと</li> <li>・事業者ヒアリングの準備期間やデータチェックを行う時間の確保を頂くこと</li> </ul>	<p>利用状況調査に関するご意見については、総務省において検討されるものと考えます。</p>	無

		<p>(4頁～7頁) Ⅱ 定量評価 2-2 定量評価 各論 1 開設計画の認定の有効期間が満了した又は開設計画の認定に係らない周波数帯</p>	<p>認定の有効期間が満了した周波数帯の実績評価については、①基地局数、②人口カバー率、③面積カバー率、④通信量（トラヒック量）、⑤技術導入状況の5つの項目に基づき、⑥総合的な評価を行っていますが、⑥総合的な評価（S～C）については、②人口カバー率に着目した評価になっています。</p> <p>一方、周波数の有効利用の観点からは、トラヒック量に着目した評価を行うことも有益です。なぜならば、トラヒックは需要に応じて基地局を整備することに加えて、最適なセル設計や高度化技術の導入等を実施することでより効果的に処理することが可能となることから、周波数の有効利用の尺度としては適切と考えられるからです。</p> <p>トラヒック量を見ることで、現状の評価項目である①基地局数と⑤技術導入状況を加味した結果と位置付けられることから、認定の有効期間が満了した周波数帯の実績評価の⑥総合的な評価については、より実態に近い評価を可能とするため、②人口カバー率に加えて、例えば総合通信局別のトラヒック総量※による評価を採用する等、カバレッジとトラヒックの両軸による評価を行う方式とすることを提案します。</p> <p>※総合通信局別トラヒック量について、帯域平均値と比較する 等</p>	<p>有効利用評価方針を見直す際には、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
		<p>(13頁～18頁) Ⅲ 定性評価</p>	<p>複数周波数を横断した総合的に勘案した定性評価の評価項目※1については、評価として「a」～「d」※2を用いることが示されていましたが、今回、新たに項目毎に定性評価の考え方が設定されました。</p> <p>各項目で、期待されている取組が行われていると認められる場合を「b」評価とするとの説明がなされていますが、例えば、トラヒックの評価項目のように、「ユーザーの通信状態が最適となるよう周波数分散やキャリアアグリゲーション等、トラヒックを効率的に処理する対策を講じている」として「b」評価※4を受けているものの、一方で評価の考え方※3に照らした場合は、「a」基準の記載にある「bに加えて、キャリアアグリゲーション等の高度な技術の導入がなされている」に合致しているようにも考えられます。</p> <p>このように、定性評価の考え方の基準が不明瞭である場合には、解釈に齟齬が生じる可能性があること、また、事業者の予見性確保の観点から、各評価の判断基準について事前に明確化して頂くことを希望します。</p> <p>定性評価の考え方を予め明確化して頂くことで、事業者ヒアリング等において、事業者が適切な説明を行うことができ、本評価結果案をより事業者の実態を把握した評価とすることが可能になると考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

			<p>※1 2頁 定性評価：複数の周波数を横断して総合的に勘案した評価 定性評価の評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① インフラシェアリング</li> <li>② 安全・信頼性の確保</li> <li>③ トラヒック（データ・音声）</li> <li>④ MVNO に対するサービス提供</li> <li>⑤ 携帯電話の上空利用及び IoT 利用</li> </ul> <p>※2 83頁 有効利用評価方針の概要⑤ 複数周波数帯を横断した評価（定性評価）別紙5 関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a：電波の有効利用又は適切な電波利用が行われている。</li> <li>b：電波の有効利用又は適切な電波利用が一定程度行われている。</li> <li>c：電波の有効利用又は適切な電波利用があまり行われていない。</li> <li>d：電波の有効利用又は適切な電波利用が行われていない。</li> </ul> <p>※3 72頁 評価項目3 トラヒック（データ・音声）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a：bに加えて、キャリアアグリゲーション等の高度な技術の導入がなされている。</li> <li>b：トラヒックが増加傾向にあり、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。</li> <li>c：トラヒックは減少傾向にあるものの、トラヒックを効率的に処理するための工夫がなされている。</li> <li>d：トラヒックを効率的に処理する工夫がなされていない。</li> </ul> <p>※4 72頁 評価項目3 トラヒック（データ・音声）【評価】</p> <p>データトラヒック量が増加し、今後もその傾向が続くと予想される中、一般論としては、各事業者は、ユーザーの通信状態が最適となるよう周波数分散やキャリアアグリゲーション、4 MIMO、8 MIMO 技術導入等を行うなど、トラヒックを効率的に処理する対策を講じており、適切に取り組んでいるものと認められ「b」評価としている。</p>		
		<p>(21頁) IV 免許人ごとの総合的な所見 3 ソフトバンク株式会社 3.7GHz帯沖縄地域の所見</p>	<p>3.7GHz 帯の沖縄地域の所見について、「3.7GHz 帯の沖縄地域では衛星地球局との干渉調整の影響等により計画どおりに進んでいない旨の主張がなされたが、」とありますが、前段に「開設計画に従い、基地局数及び人口カバー率等が順調に推移していることを確認した。」とご記載頂いているものの、同じ段落内に記載があることから、開設計画における計画値と捉えられてしまう恐れがあると考えています。</p> <p>よって、例えば、本評価結果案 52 頁の評価結果の記載と同じく「3.7GHz 帯の沖縄地域では衛星地球局との干渉調整の影響により設置の制約が生じた旨の説明がなされたが、同地域の 5G 周波数の有効利用を促進するためには、」等へ修文のご検討を希望します。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、本案を次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】(P21) 「計画どおりに進んでいない旨の主張がなされたが、」を「基地局設置の制約が生じた旨の説明がなされたが、」に修正。</p>	<p>有</p>

	<p>(25 頁) V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ① 5G SA 導入に係る調査</p>	<p>今後の利用状況調査の検討課題として、SA の導入に係る調査が挙げられていますが、今後調査項目として追加を行う場合には、集計定義等予め事業者側との調整を希望します。 また、前述の通り、調査項目が追加される場合には、事業者における集計方法の検討、確認及びデータ検証に時間を要することや、作業過程における想定外の事象が発生する可能性もあることから、提出期限等については、事前に事業者と十分な協議を実施の上、調整頂くことを希望します。</p>	<p>5G SA 導入に係る調査に関するご意見については、総務省において検討されるものと考えます。</p>	<p>無</p>
	<p>(25 頁) V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ② 人口カバレッジに係る調査</p>	<p>人口カバレッジの算出については、各社独自のノウハウ等に基づき通信可否の判定を行っているものと理解をしています。示された課題抽出等においては、事業者と十分な協議を実施して頂くことを希望します。</p>	<p>人口カバレッジの算出について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
	<p>(25 頁) V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ③ 5G 導入開設指針に係る周波数帯 (3.7GHz 帯・4.0GHz 帯・4.5GHz 帯・28GHz 帯)に係る評価</p>	<p>現在、認定の有効期間が満了した周波数帯の評価については開設指針の絶対審査基準を参考にしていますが、5G 導入の開設指針に係る周波数帯の認定期間が満了した後の評価基準についても、開設指針の絶対基準あるいは各社の認定期間満了時の計画値に対して、過度の評価基準とならないよう検討頂くことを希望します。</p>	<p>5G 導入の開設指針に係る周波数帯に係る評価について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
	<p>(26 頁) V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ⑤ 3G に係る評価</p>	<p>3G はマイグレーションすることが前提であることから、マイグレーションを図ることにより評価が低くなることのないよう、評価の在り方について、検討頂くことに賛同します。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	<p>無</p>
	<p>(26 頁) V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 ⑥ 進捗評価における総合通信局単位の基地局数の評価</p>	<p>進捗評価における総合通信局単位の基地局数の評価を行うことについて、総合通信局毎に需要や人口等も異なることから、地域の状況を加味した評価基準を検討頂くことを希望します。</p>	<p>総合通信局単位の基地局数の評価について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>

		(26頁) V 今後の有効利用 評価に向けての検討課題 ⑦音声トラヒック の評価	音声トラヒックは、これまでの調査結果からも減少傾向にあることは自明であることから、利用実態の変化を踏まえ調査・評価対象から除外することも一案と考えます。	音声トラヒックの評価について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。	無
5	楽天モバイル株式会社	P3 II 定量評価 2-1 定量評価 総論 なお、5Gでは初めてミリ波帯(28GHz帯)の割当てが行われたところであり、今回の調査では、各社とも開設計画を上回る置局を行っているものの、スポット的に利用されており、人口カバー率や面積カバー率は0%となっている。この点を踏まえると、高周波数帯の有効利用は、ミッドバンド以下の周波数とは異なる視点で評価することについても今後議論が必要である。	令和5年2月9日の5Gビジネスデザインワーキンググループ(第3回)にて弊社よりご説明差し上げたとおり、ミリ波帯(28GHz帯)につきましては、その周波数帯の特性から、カバレッジ対策ではなく、都心の混雑エリアのキャパシティ対策や、社会課題解決/ビジネス利用等のスポット的な活用が主な目的となると考えます。そのため、既存の割当帯域も含め、需要の見込まれるエリアからの、柔軟な置局を対応可能とするよう要望いたします。	高周波数帯など周波数特性に適した評価項目や評価基準について検討する際には、いただいたご意見を参考に検討を進めてまいります。	無
		「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要」 P65~P94 2. 各周波数帯の調査結果 (2) 開設計画の認定の有効期間中の周波数帯	今回「開設計画の認定の有効期間が満了した又は開設計画の認定に係らない周波数帯」及び「評価を行う年度に開設計画の認定の有効期間が満了する周波数帯」において、各事業者の帯域毎のトラヒックが公表されたことは、電波の能率的な利用につながる検討を行う上でも有用と理解しており、同様に「開設計画の認定の有効期間中の周波数帯」についても帯域毎の各事業者のトラヒックを公表の上評価することが望ましいと考えます。	「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要」に関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無



		<p>「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要」 P116 3. 複数の周波数帯を横断した調査結果 データトラヒック（全国）の調査結果</p>	<p>デジタル変革時代の電波政策懇談会 5G ビジネスデザインワーキンググループ 第3回（令和5年2月9日）「資料3-5」19ページにて当社が試算いたしました通り、各保有帯域幅の半数以上程度を占める28GHz帯からのトラヒックは0.01%である状況においては、同概要の116ページのように単純に「1か月間の1MHz当たりの総トラヒック」示すことは誤解を招きかねず、「1MHz当たり」という観点での検討は119ページ「周波数帯別のトラヒック状況」に現に掲載されている「1MHz当たりの月間トラヒック」にて担うことが適切と考えます。</p>	<p>「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要」に関するご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
		<p>「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要」 P119 3. 複数の周波数帯を横断した調査結果 携帯電話の周波数帯別のトラヒック状況の調査結果</p>	<p>「総トラヒック（5G）」の調査結果のグラフにおいて、3.7GHz帯と4.5GHz帯を同一の区分としてトラヒックが集計されておりますが、3.7GHz帯は衛星事業者との共用帯域であり開設に一定の制限があるのに対して、4.5GHz帯は包括免許による一定程度自由な開設が可能であり、大きく状況が異なる周波数帯と理解しております。そのため、両者は異なる区分としてトラヒックを集計することが適切と考えます。</p>	<p>「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要」に関するご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
6	UQコミュニケーションズ株式会社	<p>Ⅲ 定性評価 3-2 定性評価 各論 3 トラヒック（データ・音声） （ページ番号：16）</p>	<p>トラヒック量減の理由については『適当』とご理解を頂いているところ、『今後の通信量の増大』に備えるべく、4Gご利用のお客様へのサービス影響を確認しつつ、5Gの展開を着実に進めて参ります。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無
		<p>Ⅲ 定性評価 3-2 定性評価 各論 5 携帯電話の上空利用及びIoT利用 （ページ番号：17）</p>	<p>高まるIoTニーズに応えるため、WiMAX R3.0（NR）の導入にあたっては、新たなIoT分野（カメラ等）において当社自らIoT提供の協業的な取り組みを検討してまいります。 なお、BWAの事業推進にあたっては広くMVNOによる利用促進を求められているところです。IoTは様々なMVNOが独自の領域において強みを発揮できる分野であり、当社としてはMVNOのIoT提供に積極的に協力していることから、当社自らの提供に加えてMVNOによるIoT実績についても考慮して評価頂きたいと考えます。</p>	<p>17頁に記載のとおり、MVNO提供を通じたIoT利用はあるものの、自社サービスとしてのIoT利用実績はないことから、電波の有効利用の促進を図る観点から、自社によるIoT利用の拡大に向けた積極的な取組を期待します。</p>	無

		V 今後の有効利用評価に向けての検討課題 (ページ番号：25～26)	<p>新たな政府方針や技術の進展等に伴い、有効利用評価方針の見直しを実施される場合は、事業者において新たな評価方法及び基準に沿ったエリア展開計画の見直しが必要となる場合があると想定しております。</p> <p>具体的には、計画策定から実際の基地局設置までに1年半以上の期間を要するため、新たな評価方法及び基準の適用については、十分な期間を確保する等の配慮をお願い致します。</p> <p>例えば、有効利用評価方針の見直しにあたり、エリア展開計画に影響を与える項目については、利用状況調査及び有効利用評価を段階的に実施いただくことも一案と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査項目の変更や追加：「有効利用評価方針の見直し」の次年度以降からの適用</li> <li>・新たな評価方法及び基準を適用した有効利用評価：「有効利用評価方針の見直し」の次々年度以降からの適用</li> </ul>	有効利用評価方針を見直す際には、いただいたご意見を参考とさせていただきます。	無
7	個人	—	放送事業者や国民に地デジ化の負担をかけてまで700MHz帯を確保したのだから、この帯域については混信が生じない限界まで活用すべきである。また、電波のよく飛ぶ800MHzや900MHz帯についても、なるべく有効に活用すべきである。総務省におかれては、特にこれらの帯域の利用状況は厳しく評価し、無駄遣いをするならば帯域を取り上げることも辞さない構えで臨んでいただきたい。	周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無
8	個人	—	<p>「トラヒック」の調査時に間違って「トラフィック」の調査をしている。</p> <p>84ページの「調査事項」が「トラフィック」になっているのが原因だと推測される。</p> <p>「トラフィック」調査データは破棄し、「トラヒック」データを収集(再調査)すべきである。</p>	<p>本来「トラヒック」と記載すべきところを誤って「トラフィック」と記載していたため、本案を次のとおり修正します。</p> <p>【修正内容】(P84) 第1号調査【法第26条の2第1項第1号】〈調査事項〉②中「トラフィック」を「トラヒック」に修正。</p>	有

9	個人	—	<p>私はこの定量評価結果案に反対だ。  なぜなら競願制度の再割り当てに関する基本的な考え方で「既存免許人の有効利用評価と同等以上であること」と条件付けられていたが、3社のローバンドでの有効利用評価は最高評価のSである。S以上の有効利用評価のランクは資料からはないように見えるが後発事業者はどうすればS以上の評価を出せるのか？S評価にも微妙な違いが存在するのか？デキレースにしか見えないのは私だけでしょうか？それにローバンドも対象するという謳い文句で競願制度は出来たばかりだが、周波数を運用している会社が倒産でもしない限り、割り当て出来ないなら何のために時間をかけて議論してきたのかよくわからないというのが一国民としての感想だ。最初からハイバンドを対象とした周波数オークションの制度化を進めればいいたろうに。  また競願をかわす話として700MHzの狭帯域【3MHz幅】の提言も出ているようだが、3社の利用できるローバンドでの帯域幅と比較をすれば、ローバンドでしかデータ通信ができそうにない地域での競争環境上の不公平が確実に発生することについて総務省殿はどう考えているのかはっきり言って欲しいものだ。ウルトラQで電波利用料の計算方法の中の割り当て周波数幅が3MHz幅以下は別途料額を設定することを使って支援できるからといって、それで通信速度は速くはならないし、〇〇社だけ田舎に行くと通信速度が遅いって評判が出来ることは容易に想像できるがそれは本当に公平な競争環境なのか？疑問だらけというのが私の感想であり、反対理由です。</p>	<p>本案は、令和4年9月に策定した有効利用評価方針に基づき、評価を行ったものです。  なお、周波数の再割当て及び700MHz帯に関するご意見については、本意見募集の対象外です。</p>	無
10	個人	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ページの14行目「設置され」、「開催された」は、それぞれ「設置し」、「開催した」のほうがよい。</li> <li>・ 1ページの15行目「10/11」は「10月11日」のほうがわかりやすい。</li> <li>・ 2ページの1行目「毎」と、同6行目「ごと」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</li> </ul>	<p>いただいたご意見を踏まえ、本案中「～毎」とあるのは「～ごと」に修正いたします。  そのほか、いただいたご意見については、参考として承ります。  【修正内容】  P2「周波数毎」を「周波数ごと」に修正。  P29、P30、P31「地域毎」を「地域ごと」に変更。  P79「周波数帯毎」を「周波数帯ごと」に修正。</p>	有